

## 市民税・県民税の計算方法

### 1 均等割

年額 4,500円【市民税3,000円、県民税1,500円(内、いしかわ森林環境税500円)】

※ 平成19年度から県民税に「いしかわ森林環境税（年額500円）」が導入され、令和8年度までの延長が決定されています。

※ 令和6年度から、森林環境税(国税)1,000円が市民税・県民税と併せて賦課徴収されており、実際は5,500円徴収されます。

### 2 所得割

次のような順序で税額を算出します。

$$\begin{array}{c}
 \text{前年中の所得について算出した} \\
 \text{総所得金額の合計額(申告書の⑫)}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{所得控除の合計額} \\
 \text{(申告書の⑳+㉑+㉒)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{課税標準額 A} \\
 \text{(千円未満切捨て)}
 \end{array}$$
  

$$\begin{array}{c}
 \text{A}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \text{※1} \\
 \text{税率10\%}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{調整控除}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{※2} \\
 \text{税額控除等}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \text{配当割控除額} \\
 \text{株式譲渡所得割控除額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \text{所得割額} \\
 \text{(百円未満切捨て)}
 \end{array}$$

※1 10%の内訳・・・市民税6% 県民税4%

※2 税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除するものです。

配当控除額 = 配当所得の金額 × 下表の控除率

区 分			市民税	県民税
配当控除 における 控除率	利益の配当等	課税所得金額1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
		課税所得金額1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
	外貨建等以外の 証券投資信託	課税所得金額1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
		課税所得金額1,000万円超の部分	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	課税所得金額1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
		課税所得金額1,000万円超の部分	0.2%	0.15%
外国税額控除における控除限度額			国税控除 限度額の 18%	国税控除 限度額の 12%
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除における割合			3/5	2/5

### 3 分離課税等の税率

退職所得及び土地や建物などの資産や株式を譲渡した場合の所得は、給与所得や事業所得等、他の所得と分離して税額計算を行うことになっています。所得の区分と税率は下記のとおりです。

区 分		市民税	県民税		
分離課税	長期譲渡	一般の土地、建物の譲渡所得	3.0%	2.0%	
		優良住宅地の造成等のための譲渡所得	譲渡益2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			譲渡益2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
		居住用財産の譲渡所得	譲渡益6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	譲渡益6,000万円超の部分		3.0%	2.0%	
	短期譲渡	一般の土地、建物の譲渡所得	5.4%	3.6%	
		国、地方公共団体への譲渡所得	3.0%	2.0%	
	株式等に係る譲渡所得等		3.0%	2.0%	
	上場株式等に係る譲渡所得等		3.0%	2.0%	
	先物取引に係る雑所得等		3.0%	2.0%	

### 申告相談するときに持参するもの

- ◎ マイナンバーカード又は通知カード及び運転免許証等の身分証明書
- ◎ 下記の明細書、証明書等のうち該当するもの

所得	営業等	収入内訳書又は収入金額及び必要経費のわかる帳簿や明細書等
	農業	
	不動産	
所得	給与・配当・年金	源泉徴収票・支払調書(原本、コピー可)
	譲渡	契約書(金額、譲渡時期、譲渡物件がわかるもの)、収用証明書
控除	社会保険料 <sup>※</sup>	支払証明書、領収書
	小規模企業共済 <sup>※</sup>	支払った掛金の証明書
	生命保険料 <sup>※</sup>	支払保険料控除の証明書
	地震保険料 <sup>※</sup>	
	寄附金	受領書
	雑損	災害関連支出等の領収書及び損害を受けた資産の明細書(売買契約書等)、盗難又は災害、火災の証明書(り災証明書)、損害保険金等の内容がわかるもの等
	医療費	【医療費控除】 医療費控除の明細書、医療費通知(加入している医療保険者から送られてくる通知で、①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者の名称、以上の6つの事項がすべて記載されていること)
	【セルフメディケーション税制】 セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行った証明書	

※給与所得者で年末調整を受けている場合は源泉徴収票に含まれている控除についての証明書等の添付又は提示は必要ありません。